

第12回千葉市景観総合審議会会議録

- 1 日 時： 令和元年5月22日（水）午後3時00分～午後4時20分
- 2 場 所： 千葉中央コミュニティセンター7階 7-1会議室
- 3 出席者： （委員）
大内委員、菊竹委員、北原委員、田口委員、松浦委員、八木委員、
河原委員、河野委員、中野委員、吉田委員、星野委員、澤委員、
庄司委員
（事務局）
青木都市部長、佐藤都市景観デザイン室長、
小谷主査、原田主任主事、田中主任主事

4 議 事

(1) 議 案

- 第1号 会長の選出
- 第2号 副会長の指名
- 第3号 会議録署名人の指名
- 第4号 千葉市都市文化賞表彰選考部会及び屋外広告部会の委員の指名
- 第5号 屋外広告部会運営規程の一部改正

(2) 報告事項

- ア 景観形成推進地区（幕張新都心若葉住宅地区）の施行について
- イ 平成30年度における景観法に基づく届出について
- ウ 平成30年度における屋外広告物条例に基づく申請について
- エ 屋外広告部会（第18回～第20回）の結果について

オ 千葉市都市文化賞2018の選考結果について

カ 広告物景観形成地区（幕張新都心中心地区）の指定に向けた取組みについて

5 議事の概要

- (1) 委員の互選により、北原委員が会長に選出された。
- (2) 会長から、栗生委員が副会長に指名された。
- (3) 会長から、菊竹委員が会議録署名人に指名された。
- (4) 会長から、次の委員が、千葉市都市文化賞表彰選考部会委員に指名された。
大内委員、菊竹委員、栗生委員、霜田委員、田口委員、松浦委員、八木委員、
山崎委員
- (5) 会長から、次の委員が、屋外広告部会委員に指名された。
大内委員、菊竹委員、田口委員、中野委員、松浦委員、八木委員
- (6) 屋外広告部会運営規程の一部改正について承認された。
- (7) 事務局から、景観形成推進地区（幕張新都心若葉住宅地区）の施行について報告した。
- (8) 事務局から、平成30年度における景観法に基づく届出について報告した。
- (9) 事務局から、平成30年度における屋外広告物条例に基づく申請について報告した。
- (10) 事務局から、屋外広告部会（第18回～第20回）の結果について報告した。
- (11) 事務局から、千葉市都市文化賞2018の選考結果について報告した。
- (12) 事務局から、広告物景観形成地区（幕張新都心中心地区）の指定に向けた取組みについて報告した。

6 会議経過

事務局：定刻になりましたので、ただいまから、第12回千葉市景観総合審議会を開催いたします。私は、都市計画課都市景観デザイン室の小谷でございます。

よろしくお願ひいたします。

本日、ご出席いただいております委員は、16名中13名でございます。半数に達しておりますので、千葉県景観総合審議会設置条例第5条第2項により、本審議会は成立しております。

また、千葉県景観総合審議会運営要領では、本審議会は公開を原則としておりますので、本日は公開会議といたしますことを、ご了承お願ひいたします。

それでは、開会にあたりまして、都市部長の青木から、挨拶を申し上げます。

青木部長： 都市部長の青木でございます。この4月から就任いたしましたので、宜しくお願ひいたします。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、日頃から、本市の都市景観、屋外広告物行政に対し、ご指導とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。加えて、本審議会の委員を快くお引き受け頂いたことに、重ねて御礼申し上げます。

さて、本日の議題ですが、今回は、第5期の最初の会議となりますので、会長と副会長の選出、千葉県都市文化賞表彰選考部会及び屋外広告部会の委員の決定などをお願ひいたします。

また、報告事項として、平成30年度における各種事務の実績や各部会の審議結果の報告、広告物景観形成地区の指定に向けた取組状況について説明する予定でございます。

皆様の任期は、令和元年5月1日から令和3年4月30日までの2年間となっております。これから、本市の都市景観及び屋外広告物行政について、忌憚のないご意見、ご審議をお願ひしたいと思います。

本日は、よろしくお願ひいたします。

事務局：続きまして、委員の皆様をご紹介します。お手元の委員名簿の順番で、ご紹介いたします。

一般財団法人日本色彩研究所主任研究員 大内啓子委員です。

首都大学東京システムデザイン学部教授 菊竹雪委員です。

千葉大学名誉教授 北原理雄委員です。

千葉大学名誉教授 栗生明委員ですが、本日は都合により欠席されております。

千葉大学大学院園芸学研究科准教授 霜田亮祐委員ですが、本日は都合により欠席されております。

多摩美術大学名誉教授 田口敦子委員です。

千葉大学大学院工学研究院准教授 松浦健治郎委員です。

NPO法人景観デザイン支援機構 監事 八木健一委員です。

日本大学短期大学部准教授 山崎誠子委員ですが、本日は都合により欠席されております。

公益社団法人日本建築家協会関東甲信越支部千葉地域会幹事 河原泰委員です。

千葉商工会議所常務理事 河野功委員です。

千葉県屋外広告美術協同組合理事長 中野聖子委員です。

NPO法人まちづくり千葉副理事長 吉田節子委員です。

千葉県警察千葉市警察部総務課長 星野雅春委員です。

公募による市民の澤喜藏委員です。

公募による市民の庄司一也委員です。

以上、出席委員は、13名です。

なお、委嘱状につきましては、大変恐縮ですが、委員の皆様のお手元に置かせていただいております。

続きまして、事務局の紹介をいたします。

都市部長 青木俊です。

都市計画課都市景観デザイン室長 佐藤継信です。同じく、都市景観デザイン室主任主事 田中智也です。同じく、主任主事 原田和紀です。

以上、よろしく願いいたします。

ここで、本日の資料を確認いたします。

まず、次第、委員名簿、席次表がセットになっている資料です。

次に、第12回千葉市景観総合審議会議案資料です。

次に、報告事項の説明資料です。

最後に、千葉市景観総合審議会設置条例、千葉市景観総合審議会運営要領、千葉市都市文化賞実施要綱・要領、屋外広告部会運営規程がセットになっている資料です。

以上になりますが、不足等はございませんでしょうか。

それでは、議案第1号の会長の選出に入りたいと思います。議長は会長が務めることとされておりますが、会長が決まるまでの間、都市部長の青木が、仮議長として議事進行したいと存じます。よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。それでは、青木部長、お願いいたします。

青木部長： それでは、ご賛同をいただきましたので、会長が決まるまでの間、僭越でございますが、仮議長を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

議案第1号の会長の選出に入りたいと思います。本審議会設置条例第4条第2項では、委員の互選により会長を定めることとしています。異議がないようであれば、指名推薦の方法によって選出したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので、指名推薦の方法により、会長を選出させてい

ただきます。どなたか、ご推薦をいただけないでしょうか。

田口委員： これまで千葉市景観総合審議会を取りまとめて下さった北原委員を会長に推薦します。

青木部長： ただいま、田口委員から、北原委員を推薦しますとのご発言がございました。皆さんいかがでしょうか。

(異議なしの声)

北原委員、お受けいただけますでしょうか。

北原委員： 承知しました。

青木部長： それでは、本審議会の会長を、北原委員にお願いすることで決定いたします。これで、私の仮議長としての役割を終了いたします。ありがとうございました。

事務局： それでは、北原会長、会長席にお移りいただきたいと存じます。よろしくお願いたします。今後の進行につきましては、北原会長にお任せいたします。

北原会長： 推薦頂きました北原です。

昨年度、幕張新都心若葉住宅地区の景観形成推進地区の指定を行いました。街びらきも行い、活気が出てきているのではないかと思います。

一方で、中心市街地は、パルコや三越が撤退して、衰退が危惧されております。パルコの跡地はマンション建設、三越の跡地はシャッターがおりたままで、さびれている感が拭えません。また、JR千葉駅は、人出が増えたという調査結果が出ておりますが、まだまだ課題を抱えている状況ではないかと思います。

力不足ではありますが、千葉市の景観に尽力していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、議案第2号の副会長の指名です。本審議会設置条例第4条第3項では、会長が指名することになっています。

本日欠席されていますが、栗生委員を副会長に指名したいと思います。
事務局は、栗生委員に伝えておいてください。

続いて、議案第3号の本日の会議録署名人の指名ですが、会長が指名する委員となっております。

今回は、菊竹委員を指名したいと思います。よろしいですか。

菊竹委員： 承知いたしました。

北原会長： よろしくお願ひします。

続きまして、議案第4号の千葉市都市文化賞表彰選考部会及び屋外広告部会の委員の指名を行います。

本審議会には、2つの部会を置いています。本審議会設置条例第7条第2項において、部会は会長が指名する委員で組織すると規定されていますので、私から指名いたします。

まず、表彰選考部会の委員ですが、千葉市都市文化賞実施要綱第6条の規定に基づきまして、本審議会の学識経験者委員の中から、大内委員、菊竹委員、栗生委員、霜田委員、田口委員、松浦委員、八木委員、山崎委員の8名にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(出席委員 承諾)

欠席している委員には、事務局から連絡してください。

続きまして、屋外広告部会の委員ですが、屋外広告部会運営規程第2条の規定に基づきまして、本審議会の委員の中から、大内委員、菊竹委員、田口委員、中野委員、松浦委員、八木委員の6名にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(出席委員 承諾)

それでは、議案第5号の屋外広告部会運営規程の一部改正についてですが、事務局から説明をお願いします。

佐藤室長： 第12回千葉市景観総合審議会議案資料の4ページをご覧ください。

議案第5号ですが、本審議会に設置されている屋外広告部会について、その運営規程の一部を改正するものでございます。

改正内容ですが、5ページの新旧対照表をご覧ください。

規程第3条において、審議等の内容が定められております。現規程では、許可の特例を適用しようとする屋外広告物に関してのみが、部会での審議対象としておりますが、第3条の2を新設し、屋外広告物の許可の特例に関する審議だけでなく、本部会の設置目的を達成するため、屋外広告物制度における課題に関する事項についても審議を可能となるように、改正するものでございます。

改正理由ですが、本日、後程の報告事項でご説明いたしますけれども、屋外広告物条例に基づく広告物景観形成地区の指定など、屋外広告物行政における各種施策について、景観総合審議会への付議の前に、専門的知見からの意見聴取を十分に行いたいと考えているためでございます。

施行期日については、ご承認を頂けた場合、本日5月22日を考えております。以上でございます。

北原会長： ありがとうございます。事務局の説明について、何かご質問がありましたら、お願いします。特にありませんかね。なければ、採決に移りますが、賛成する方は、挙手をお願いします。

(出席委員 全員挙手)

それでは、議案第5号の「屋外広告部会運営規程の一部改正」については全員が賛成ですので、承認いたします。本日の議案については、以上となります。

続いて、報告事項に移ります。事務局から、説明をお願いします。

佐藤室長： それでは、報告事項1「景観形成推進地区（幕張新都心若葉住宅地区）の施行について」報告いたします。

地区指定の施行までの経過を簡単に説明いたします。平成30年8月29

日に開催した、第11回千葉県景観総合審議会において、地区指定に伴う千葉県景観計画の変更について付議し、承認されました。その後、平成30年12月19日に開催した、第52回千葉県都市計画審議会へも同様の付議を行い、承認されました。

年が明けまして、平成31年1月4日に、地区指定の告示を行い、平成31年4月1日から、幕張新都心若葉住宅地区における景観法に基づく行為の届出を開始したところです。

右側の図柄は、地区指定に伴い作成した、若葉住宅地区の景観形成基準パンフレットの表紙ですが、ホームページに掲載し、事業者への周知を行っております。

こちらは、若葉住宅地区の街開きの様子です。4月13日に、街開きセレモニーが行われ、多くの人々で賑わっておりました。

続いて、報告事項2「平成30年度における景観法に基づく届出について」説明いたします。

景観法に基づく届出の対象となる行為と規模ですが、建築物の新築、増築、改築、移転、外観に係る修繕若しくは模様替又は外観の色彩の変更については、市街化区域では、高さが20mを超えるもの、又は延べ面積が5,000㎡を超えるもの、市街化調整区域では、高さが10mを超えるもの、又は延べ面積が1,000㎡を超えるものとなります。

工作物についても建築物と同様の行為としており、高さが20mを超えるものとなります。

開発行為については、区域面積が10,000㎡を超えるものとしています。

なお、景観形成推進地区においては、行為の規模にかかわらず、届出が必要となります。

続いて、平成30年度における届出の状況ですが、合計104件で、その

うち、15件について都市景観アドバイザー相談を行いました。104件の内訳は、建築物87件、工作物10件、開発行為7件となっております。

また、参考として、最近5年間の届出件数と、アドバイザー相談件数の推移を、下のグラフで紹介いたします。届出件数の緩やかな増加に伴って、アドバイザー相談の件数も増加傾向にありましたが、昨年度は、他業務やアドバイザーとの日程調整の都合など諸事情から、低調な状況となりました。

次に、アドバイザー相談で頂いた助言に基づき、事業者と協議を行った事例を紹介いたします。この事例は、幕張新都心若葉住宅地区内に、立体駐車場を新築する計画ですが、当初の計画では、○で囲んでいる外階段が露出する計画となっております。

この計画について、アドバイザーから、「駐車場棟の階段手すりについて化粧をするなど、道路からの見え方に配慮するのが望ましい。」との助言をいただき、事業者と協議した結果、右側の施工写真のとおり、目隠しルーバーが設置されました。

続いて、報告事項3「平成30年度における屋外広告物条例に基づく申請について」説明いたします。

平成30年度の屋外広告物の許可件数は、493件で、新規許可が179件、改造許可が13件、更新許可が301件の内訳となっております。

屋外広告業の登録件数は、96件で、新規登録が39件、更新登録が57件の内訳となっております。

その他、違反広告物の除却件数は16,109件で、内訳としては、貼り紙が111件、貼り札が15,781件、立看板が217件となっております。

屋外広告物の許可件数、屋外広告業の登録件数について、直近5年間の推移をお示ししますと、許可件数と登録件数については、多少の変動はあ

るものの、概ね一定の件数で推移しています。

それでは、報告事項4に移りまして、昨年度に開催した、第18回から第20回までの屋外広告部会の結果を報告いたします。

いずれも屋外広告物の特例許可について、ご審議を頂いたものとなっております。

はじめに、第18回、第19回の部会では、千葉駅東口駅前広場のモノレール支柱及び藤棚支柱、これらは道路の付属物であるため、本市条例上の禁止物件に当たりますが、こうした支柱に広告物を表示することについて、特例の許可を付議し、可決されました。

第18回の広告物は、本市の千葉駅周辺エリアマネジメント広告事業の中で、市の協働事業者である株式会社電通東日本が、道路占用許可の特例制度を活用して、商業広告を掲出したものです。

第19回の広告物は、昨年6月のJR千葉駅のグランドオープンに合わせて、センシティブビルディング管理組合が、入居しているそごう千葉店の案内広告を掲出したものです。

次に、第20回部会の結果を報告します。幕張新都心における国家戦略道路占用事業の適用区域の拡大に伴い、拡大区域における、道路などの禁止物件の適用を除外し、広告物を設置することについて、特例の許可を付議し、可決されました。

この事業の適用区域内における、広告物の特例許可については、平成28年11月に開催した、第8回屋外広告部会において、既に承認済みでしたが、拡大した区域について、特例の許可を改めて付議したものです。

続きまして、報告事項5「千葉市都市文化賞2018の選考結果について」ご説明いたします。

平成30年8月1日から10月31日までの間に、合計60件の応募がありました。これは、都市文化賞が始まって8回目となりますが、過去最高の

応募件数となりました。その中で、受賞作品は、優秀賞8件となりました。

それでは、受賞作品を紹介します。

はじめに、景観まちづくり部門で優秀賞となりました「ブラウシア」です。

こちらは、千葉銀行本店の向かいに建つマンション「ブラウシア」において、住民の方々が自ら考え、作業も行い、5年をかけて改修し、作りあげた道路沿いの100mに及ぶ植栽空間です。四季折々の植物が咲く、楽しく明るい緑のベルトができております。

次に、景観まちづくり部門で優秀賞となりました、「MAKUHARI NEIGHBORHOOD POD」です。

こちらは、幕張新都心の新しい住宅地において、地域コミュニティーの拠点となり、新入居者と地元住民が集う場となる施設でございます。コミュニティデザインの新たなアプローチとして、評価をされました。

次に、景観まちづくり部門で優秀賞となりました、「THE SURF OCEAN TERRACE」前の海岸通り」です。

ザ・サーフ・オーシャン・テラスは、稲毛海浜公園内に設置された民間施設でございます。店の外部に、ゆったりとくつろげるソファやテーブルが置かれ、多くの人で賑わっております。海辺の魅力を堪能でき、賑わいを創出するけん引役となる上質なしつらえは、海岸通り景観形成の可能性を示す例として、評価されました。

次に、景観広告部門で優秀賞となりました、「千葉港ウォーターフロントの施設サイン群」です。

千葉港の旅客船さん橋を臨むウォーターフロントに、近年複数の施設が開業し、市民や観光客を集めて、心地良い、憩いの空間になっています。いずれの施設も、そろって現代的で洗練された施設サインを展開し、魅力的な街並みの形成に寄与していることで、高い評価を受けました。

次に、建築文化部門で優秀賞となりました、「東京クラシッククラブ ク

ラブハウス」です。

この建築物は、若葉区和泉町にあるゴルフ場のクラブハウスとなります。屋根の形状を背景の樹林に調和するようにデザインされ、外壁にはレンガなどの自然素材を多用して、環境と融和を図っています。インテリア素材にもカラマツを使用し、窓越しに展開する景観との調和が秀逸であると評価されました。

次に、建築文化部門で優秀賞となりました、「たかおか と かいぶち」です。

こちらは、この市役所のすぐ近くの裏通りにありますが、2軒の飲食店が連携して、路地空間を演出しながら、店内にも「路地」というコンセプトを踏襲し、落ち着いた雰囲気づくりに成功している点や、夜間の都市景観に潤いを与えている点が、評価されました。

次に、建築文化部門で優秀賞となりました、「やはぎの家」です。

真っ白でスタイリッシュな外観に、一際大きな木の玄関扉が、温かみと穏やかさを与えています。また、夜には違った表情を醸し出しています。部屋の中から一望できる景色は、時や季節の移り変わりを味わえる気持ちの良い空間となっていると、評価されました。

次に、建築文化部門で優秀賞となりました、「千葉市貝塚Y邸／Salon LUMINOUS」です。

分譲住宅地の外周部に建つ店舗併用住宅です。敷地に隣接する森を借景とするように、大きな開口部を取り、地形の起伏にあわせ、床のレベルが変わるなど、自然と一体となった良質な住環境は、千葉市の郊外居住の理想モデルと評価されました。

続きまして、都市文化賞2018表彰式についてご説明いたします。

都市文化賞表彰式は、平成31年3月27日に、千葉市役所市長応接室で開催いたしました。例年、フォーラムも同時に開催しておりましたが、フォーラ

ムは、隔年開催に見直しをしたため、表彰式のみ執り行いました。

この写真は、表彰式終了後に撮影したのですが、前列には、表彰選考部会委員の皆様と千葉市長、後列には受賞者8名が写っております。

今年度も都市文化賞を続けてまいりますので、応募作品の募集について皆様のご協力の程、何卒よろしくお願い致します。

最後に、報告事項6「広告物景観形成地区（幕張新都心中心地区）の指定に向けた取組みについて」説明します。

はじめに、「広告物景観形成地区とは」ということですが、平成27年4月に創設した千葉市屋外広告物条例に基づく制度です。

この制度では、地域の特性を活かした魅力ある景観を形成するため、屋外広告物の位置、規模、形態、色彩、意匠その他表示方法の制限が、特に必要な区域を指定することができます。

地区指定にあたって、市は、広告物の設置に関する基本方針と、広告物の設置に関する事項、すなわち、地区独自の許可基準などを定めることとなります。

下の図は、現在の条例における地域区分を模式化したものですが、規制の厳しい方から、第1種地域、第2種地域、第3種地域の3つに区分しています。

幕張新都心中心地区は、一般的な制限の第3種地域に所在していますが、広告物景観形成地区として、独自の広告物の基準を持った地区に指定することに向け、検討を進めているところです。

幕張新都心中心地区の概要を説明いたします。

JR海浜幕張駅を中心とした、約112.3haの地区で、新都心のイメージを象徴する都市景観が形成された地区です。国際的な業務機能、本社機能が集積するオフィスビル群のほか、幕張新都心の中核である幕張メッセをはじめ、ホテル、ショッピング、飲食等の人々の賑わいや交流を提供する施設が整備されています。

次に、この地区の屋外広告物の現在のルールについて説明します。

本地区は、千葉県企業庁が「幕張新都心環境デザインマニュアル」に基づき、整備を行ってきましたが、これを引き継ぐ形で、地元企業で構成する幕張新都心まちづくり協議会が、屋外広告物に関する自主ルールを策定し、平成25年度から運用しております。

この自主ルールの特色となる規制は、掲出できる広告物を、地区内事業所のための広告物に限定している点であり、野立広告など、地区外事業所を目的とする広告物の無秩序な掲出を抑制しています。

下の図で申し上げますと、中心地区内にあるA社、B社、C社の広告物は掲出可能ですが、中心地区外の区域にあるX社の広告物は、中心地区内で掲出ができないというルールになっております。

続いて、地区指定の方向性と目的について説明いたします。

先ほどの幕張新都心まちづくり協議会、「MMK」とスクリーンに表示しておりますが、自主ルールの一部を、現在の条例の基準に取り入れて、広告物景観形成地区の基準を策定することを考えています。こうすることで、自主ルールに法的な担保を持たせ、本地区固有の広告景観を保全しようとするものです。平成29年度から、MMKをはじめとする地元企業や関係事業者との意見交換、調整を行い、基準案を作成しているところです。

最後に、地区指定に向けた今後の手続きの予定を説明いたします。地区指定の施行は、令和2年度末までに行うことを予定しています。今年度は、7月と11月の2回、屋外広告部会で基準案等の意見をお伺いし、MMKなど、地元と再度調整を図る予定です。令和2年度は、5月に案の縦覧、8月に景観総合審議会への付議を行った後、9月に千葉市屋外広告物条例施行規則の改正と、地区指定の告示を行い、最終的には、令和3年3月に地区指定を施行する予定で進めています。

このことから、今年度は、屋外広告部会委員の皆様にも、部会でのご審議をお願いする予定ですので、どうぞよろしくお願ひいたします。

北原会長： ありがとうございます。2つの部会の報告がございましたが、当時の屋外広告部会長であった田口委員から何かございますか。

田口委員： 千葉市における駅前の賑わい創出に、屋外広告物の活用（エリアマネジメント広告）というものがございます。こうした広告に相応しいかどうかを部会でも話し合ってきました。

また、幕張新都心の国家戦略道路占用事業の適用区域の拡大に伴う、広告の掲出についても、このエリアでどういった広告を認めていくのか、これまでとは視点を変えたりしながら、部会で協議してきたものであります。

今年度は、広告物景観形成地区の指定に向けて、部会で協議を重ねていきたいと思っております。

北原会長： ありがとうございます。都市文化賞表彰選考部会からは、八木委員、何かありますか。

八木委員： 特にありません。

北原会長： ありがとうございます。報告事項に関して、何か質問はありますか。

八木委員： 都市景観アドバイザーは、どのような人がなれるのですか。また、アドバイザーに相談する案件としない案件の違いは何なのですか。

佐藤室長： 都市景観アドバイザーは、都市景観アドバイザー要綱第3条により、都市景観の形成に関して専門知識又は経験を有する者のうちから市長が選任するとなっております。具体的には、景観総合審議会委員、又は過去の委員経験者の中からお願いをしています。

アドバイザーに相談する案件としない案件の違いについてですが、私どもで判断に迷うような場合に、相談をさせていただいております。明確な基準までは設けておりません。なお、公共が行為主体となる場合も同様にアドバイザー相談を行っております。

八木委員： アドバイザー相談を行うにあたってのお願いですが、周辺環境との調和も見るので、周辺の状況と計画建物との様子がわかる資料を用意してほしいと

思います。

佐藤室長： 事業者の方々には、窓口等でお願いしているところではありますが、事業者によっては、そのような資料の作成が難しい業者もあり、悩んでいる所でございます。

北原会長： 非常に重要なご指摘だと思います。あまり事業者の負担になってはいけません、周辺の写真を出す事くらいはお願いしてもらいたいと思います。

佐藤室長： わかりました。

菊竹委員： 平成30年度における屋外広告物条例の申請等の状況にある、違反広告物の除却について、どのような体制で作業を行っているかという点と、立て看板等の除去について追加で報告を頂ければと思います。

佐藤室長： 簡易除却というルールの中で除却作業を行っているのですが、民間業者に委託して除却をしているのがひとつと、もうひとつは市民の方々に研修を受けて頂き、地域のボランティアによる除却がございます。

ボランティアについては、高齢化してきているなどの課題を抱えております。民間業者については、費用対効果をみながら委託をしていきたいと考えております。立て看板等の撤去は、委託業者による撤去がほとんどでございます。

松浦委員： 屋外広告物の許可の更新が301件となっておりますが、点検も行っていると考えるとよろしいですか。三重県でも点検に力を入れていくようになってきたので、千葉市はどうかかなと思ひまして。

佐藤室長： 更新手続きの際は、安全点検を行った上で、申請頂くようになっております。ただし、この数年で点検に力を入れるようにしてきたということは、特にございませぬ。

松浦委員： 安全点検について啓蒙啓発活動を行っていただければいいですね。

北原会長： 中野委員、何かありますか。

中野委員： 国交省から、私どもの団体員に点検技能講習を受けさせたいという話

を受けており、指導しているところであります。ただ、各地方自治体の条例に差があり、点検の資格に点検技能講習を必要としない行政もあり、点検の質に対する差があると感じております。

更新が301件となっていますが、申請していない業者にも周知啓発していく事が重要であると考えます。

田口委員： 申請している案件としていない案件の割合は、どのくらいですか。

佐藤室長： 具体的な数字は把握しておりません。

田口委員： 他の自治体によると2.5割～3割程度しか申請していないという話でした。申請されなければ、今の安全点検についての議論はされないので、まずは申請させることが大事だと思います。

また、屋外広告物講習会を行った際に、安全に関する事項に時間を多く割いても良いのではないのでしょうか。

北原会長： 他にご意見、ご質問はありませんか。

澤委員： 景観法に基づく届け出について、公共のものについては、先導的な役割を担う必要があるので、届出対象外のものであっても、アドバイザー相談をするなどして頂きたいと思います。

佐藤室長： 公共はやって当たり前だと思っているので、これからも関係部署とも連携して対応してまいります。

河野委員： 会議冒頭に北原会長から中心市街地の衰退についてお話がありましたが、商工会議所としましても、空きテナントをリノベーションしていきたいと進めております。しかし、リノベーションは、景観法の届出対象にならないものも多く、指導ができないために、あまりよろしくない物件が散見されている実態があります。事業者には負担のかからない中で、届出等をさせていければと思っております。

佐藤室長： 景観形成推進地区の指定をするなどの方法はあると思いますが、地域内での自主的な動きで、こういった物件を抑制して頂けると助かります。

北原会長： リノベーションといっても質が良いのから悪いのまで様々ですね。皆さん何か良い知恵がありましたら、河野委員までお知らせ頂ければと思います。他に質問等はありませんか。

以上で、本日の議事が全て終了となりますが、事務局は、何かありますか。

佐藤室長： ございません。

北原会長： 以上で、すべての議事が終了しました。進行を司会にお返しします。

事務局： これをもちまして、第12回千葉市景観総合審議会を閉会いたします。北原会長、委員の皆様、ありがとうございました。

－ 以上 －

午後4時20分 閉会

上記会議録は、事実と相違ないことを確認し、ここに署名押印する。

会議録署名人

会 長

委 員

問い合わせ先 千葉市都市局都市部都市計画課
都市景観デザイン室

TEL 043-245-5307

FAX 043-245-5627

E-mail keikan@city.chiba.lg.jp